



兵庫労働局発表
令和2年9月1日午前9時 解禁

[照会先]
兵庫労働局労働基準部
賃金室
室長 青柳 利雄
賃金指導官 浅野 泰章
TEL 078-367-9154

報道関係者 各位

兵庫県最低賃金を900円に引上げを決定 発効日は令和2年10月1日

兵庫県最低賃金（地域別最低賃金）の改正について、兵庫労働局長（あらきしょういち荒木祥一）が兵庫地方最低賃金審議会（会長 うめのなおとし梅野巨利）に対し諮問を行ったところ、令和2年8月5日に同審議会から、兵庫県最低賃金を1円引き上げ、時間額900円とする答申がなされ、これを受けて兵庫労働局長は、所要の手続を経て、兵庫県最低賃金を時間額900円とする改正決定を行い、令和2年9月1日、官報公示を行います。

兵庫県最低賃金改正	
兵庫県最低賃金	時間額900円
引上げ額	1円
発効日	令和2年10月1日

- 1 兵庫県最低賃金は県内のすべての事業場で働く労働者とその使用者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢の区別なく適用されます。
- 2 次の金額は最低賃金に算入されません。
 - ① 臨時に支払われる賃金

- ② 賞与など1か月を超える期間ごとに支払われる賃金
- ③ 時間外労働・休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金
- ④ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

3 添付書類

最低賃金の改正決定に関する公示（兵庫労働局最低賃金公示第1号）

最低賃金の改正決定に関する公示

兵庫労働局最低賃金公示第1号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、兵庫県最低賃金（昭和55年兵庫労働基準局最低賃金公示第1号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

令和2年9月1日

兵庫労働局長 荒木 祥一

第4号中「1時間899円」を「1時間900円」に改める。

兵庫県最低賃金の改正について

兵庫労働局 労働基準部 賃金室

兵庫県最低賃金が、下記のとおり改正されます。

時間額 900円

令和2年 10月1日発効

兵庫県最低賃金が令和2年 10月1日から時間額900円(改正前は899円)に改正されます。

最低賃金は、パートタイマー、アルバイト等すべての労働者に適用されます。

詳しいことは、兵庫労働局労働基準部賃金室(078-367-9154)又は最寄の労働基準監督署にお問い合わせください。

【業務改善助成金等の支援相談・申請窓口】

相談は「兵庫働き方改革推進支援センター」

電話 0120-79-1149

申請は「兵庫労働局雇用環境・均等部企画課」

電話 078-367-0700